憲　　法

（100 点）

第 1 問

A 大学では学生運動が盛んに行われており、大学敷地の周囲には、公道に面して各種の学生団体によって多数の立て看板が設置されていた。A 大学のある B 県には、屋外広告物法に基づく屋外広告物条例がある。B 県は、これら立て看板はこの条例に違反するとして、設置した学生団体に撤去を求めていたが、学生団体 C はこれに応じなかった。そこで B 県は、屋外広告物法及び行政代執行法に基づき、法的に必要な手続をふんだうえで、C の立て看板を撤去する行政代執行にふみきることにした。

C は、表現の自由に対する弾圧であるとしてこの行政代執行に強く反発し、代執行当日に撤去予定の立て看板前の道路において抗議集会を行う計画をたてた。計画どおり抗議集会が開催されれば、周辺の道路交通が大きく妨害されることになる。したがって、同集会の開催は、道路交通法（以下「法」という）第 77 条第 1 項第 4 号の定める要件に該当する、警察署長の許可を要する行為である（なお、本問では、公安条例に関しては考えなくてよい）。

そのため C は、同条同項に基づき、管轄の警察署長に、立て看板が設置された場所周辺の道路での集会の開催の許可を申請した。しかし警察署長は、許可申請された集会は、同条第 2 項が定める許可要件を満たさないとして、不許可処分を行った。具体的には、集会が開催されれば不可避的に交通が妨害され（同項第 1 号不該当）、条件を付与することによってこの妨害の発生を防ぐこともできず（同項第 2 号不該当）、そして申請された集会の場所は行政代執行の現場に近接しており、合法的に行われる行政代執行を実力で妨害するおそれがあるため、集会の開催には公益性も認められない（同項第 3 号不該当）からである、と説明された。

C は、集会は平和的に行うつもりであったとして、同項第 3 号に該当するから許可すべきだったと主張し、不許可処分を批判した。しかし、実際にはこれに従わざるを得ないため、抗議集会の開催は断念した。だが、C の役員 D は、行政代執行に対する抗議の強い意思を示す必要はあるとして、当日一人で、立て看板近くの歩道で拡声器を用いて抗議の演説をすることにした。行政代執行の準備が始

まり、D が演説を始めたところ、それを聞いて立て看板撤去に反対する者らが多数集まり始め、車道にまで人があふれ、一時的に車両の通行ができなくなった。その後 D は、許可を得ずに法第 77 条第 1 項第 4 号に掲げる行為を行ったとして、法第 119 条第 2 項第 7 号の罪で起訴された。

警察署長による C に対する集会不許可処分及び D に対する処罰に関する憲法上の問題について論じなさい。

［参考資料］

B 県公安委員会の定める道路交通法施行細則

道路交通法第 77 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、警察署長の許可を受けなければならない行為を、次の各号に掲げるとおり定める。

1. 道路に人が集まるような方法で演説、演芸、奏楽、映写等をすること。
2. 道路において、集会、集団行進をすること。

以下略

第２問

衆議院議員であるＸは、衆議院外務委員会において、隣国による海洋資源開発の問題に関し、内閣総理大臣であるＹに対して質疑を行った。それに対するＹの答弁は、話をはぐらかすものであり、Ｘは、海洋資源の重要性に関するＹの認識が不十分であることが国益を害していると激昂(げきこう)し、Ｙを「売国奴」であると罵った。この発言が不穏当であるとされたＸは、懲罰委員会に付され、本会議の議決により 20 日間の登院停止とされた（以下「本件処分」という）。

これに対してＸは、本件処分は、Ｘに対して十分弁明の機会を与えずに行われたものであり、違憲・違法であるとし、本件処分の取消しを求める訴え（以下「本件訴え」という）を裁判所に提起した。

本件訴えが許されるか否かに関する憲法上の問題について、地方議会議員に対する出席停止の場合と比較しつつ論じなさい。